

## 賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第44条の規定に基づき、公益財団法人日本股関節研究振興財団(以下「この法人」という。)の賛助会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、賛助会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

### (会員)

第2条 賛助会員は、この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体とする。

- 2 個人の賛助会員をサポート会員と称する。
- 3 団体の賛助会員を法人賛助会員と称する。

### (入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 入会の可否は、理事長が決定する。

### (理事会への報告)

第4条 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

### (会費)

第5条 年会費は、次の区分による。

- (1) サポート会員 1口 3,000円
- (2) 法人賛助会員 1口 100,000円

2 賛助会員は、希望する口数の年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 事業年度の途中で入会した賛助会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は減免することができない。

### (会費等の用途)

第6条 前条の会費は、会費総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業費に使用するものとする。

(除名)

第7条 賛助会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1)この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (4)正当な理由がなく会費を1年以上納入しないとき。

2 賛助会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該賛助会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 賛助会員は、別に定める退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。

(情報提供)

第9条 賛助会員は、この法人が発行する報告書及び各種資料の配布を受けることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年11月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年10月10日に一部改正。

附 則

この規程は、平成21年5月15日に一部改正。

附 則

この規程は、平成22年5月28日に一部改正。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 15 日に一部改正。

附 則

この規程は、平成 24 年 2 月 19 日に一部改正。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 8 日に一部改正し、実施は平成 25 年 4 月 1 日からとする。

附 則

この規定は、平成 26 年 2 月 16 日一部改正し、実施は平成 26 年 4 月 1 日からとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。